

宮崎労発基 0727 第 1 号
令和 3 年 7 月 27 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長 田中 大介

宮崎県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 3 年 7 月 14 日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長 中川育江から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

- 1 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金(平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号)
申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長(委員長) 今村 彰博
- 2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）
申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会 代表 秋山 邦光
- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 4 号）
申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事 西 広継
- 4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 2 号）
申出者 日本食品関連産業労働組合連合会
宮崎地区協議会 議長 鬼束 賢一